

各都道府県教育委員会地域学校協働活動担当課  
各指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局  
地域学習推進課地域学校協働活動推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する地域学校協働活動の取扱いについて

本日、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」（元文科初第1585号、文部科学事務次官通知）により、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）等の設置者に対し、本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行うようお願いしたところです。

同通知にもある通り、これは「新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置」ですので、小学校等において臨時休業を行う場合には、当該校における地域学校協働活動も、これに合わせて活動を休止していただくことが基本と考えております。

一方、放課後児童クラブについては、別添1のとおり厚生労働省から各都道府県等の担当部局に対し、「感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい」との事務連絡が発出されているところであり、地域や学校の実情に応じて、放課後児童クラブと一体的に活動している放課後子供教室については感染防止の措置を講じた上で実施するなど、柔軟な対応をお願いします。

また、「学校を核とした地域力強化プラン」において「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」を活用して行う各事業のうち、「地域学校協働活動推進事業」における経費の取扱いは別添2のとおりといたします。

〈本件連絡先〉

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
地域学校協働活動推進室

（本通知について） 地域学校協働企画係

（補助事業について） 地域学校協働事業係

TEL：03-6734-3260（直通）／FAX：03-6734-3718

E-mail：sokushin@mext.go.jp

事務連絡

令和2年2月27日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）  
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：[hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

（子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：[clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

## 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して の保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

（保育所について）

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。

一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

（放課後児童クラブについて）

1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。
  
4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。

2019年度「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」(地域学校協働活動推進事業)  
における新型コロナウイルス感染症対策への対応に係る経費の取扱について

1. 経費の取扱について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染拡大の防止の観点から、実施主体である各自治体の判断において、予定されていた活動や会議、研修会等の不特定多数の参加者が一堂に会して行うもの等の各取組の中止を決定した場合に発生するキャンセル料については、本補助金の補助対象経費として算定して差し支えないこと。
- (2) (1) のとおり扱う場合には、キャンセル料の支出に係る書類を整理するとともに、あらかじめ地域学習推進課と協議の上、了承を得ること。

2. 中止に伴い発生する本補助金の不用額の把握について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染拡大の防止の観点から、各取組を中止したことに伴い発生する不用額については、各自治体において把握し、文部科学省の求めに応じて報告ができるよう整理しておくこと。
- (2) 各取組の中止に伴い発生する本補助金の不用額については、後年度の本補助金の交付額に係る査定を行う際には考慮しないものとする。

3. その他

- (1) 不明な点や取扱について疑義等がある場合は、文部科学省地域学習推進課に相談すること。
- (2) 事業期間内において、地域の実情に応じてやむを得ず実施した場合においても、補助対象から除外することは想定していないものの、その実施の必要性については十分に検討を行うこと。